

のではないかと考えているわけでございます。これをカバーするものに固定資産税がございます。

固定資産税につきましては、御承知のように毎年ものすごい増収をかさねてまいりました。昭和四十七年度が三、二％、四十八年度が三、三％、四十九年度が四、四％という増収率でございました。この固定資産税につきましては、市民税と違ひましてそう大きな減収ということは考えられませんので、依然として不況になりましても三、〇％の増収は確保できる予想でございます。

したがってそういったものを相殺いたしますと、結局五十年年度の調定額は、今後の努力いかんによっては四十九年度の約十四億六千万円を一億円程度上回ることは何とかできるだろうと考えております。予算と対比いたしますと、予算では十四億八千八百四十三万一千円計上してあるわけでございますが、今後最大の努力をいたしまして、三千万円や三千五百万円の増収をこの予算に積み重ねようという覚悟でやっているわけでございます。五十二年度につきましても、この非観した見通しは立てておりません。市民税につきましても不況はなべ底不況ですぐ好況に転移するとは考えられません。しかしながら新聞等の

報道によりますと、来年度は所得税の減税はしないという政府の方針のようでございますし、又不動産の譲渡所得の分離課税も本年度で期限切れになること等を考えますと、三％や四％の調定の伸びは何とか期待できるのではないかと。又固定資産につきましても来年度は評価がえの時期でございます。建物はさしたる期待はできませんが、評価がえによりまして、五十年年度の三、〇％まではいかないかもしれませんが、二、〇％か二、三％程度の伸びは何とか期待できるものと考えております。したがしまして五十二年度の税金の収入見込みも大体四十九年度、五十年年度対比と同じように、前年度対比で若干の伸びを期待できると、かように考えてあるわけでございます。

それから第二点の新税の問題でございますが、新税として考えられますことは、各市でやり始めました法人市民税の不均一課税の問題が一点ございます。

現在法人市民税の不均一課税をやっておりますのは八市でございます。なお三市が九月定例会に提案されるというような状況でございます。そうなりますと二十六市の中で十一市が法人市民税の不均一課税をやるという

ことに相なるわけでございます。ただこの法人の不均一課税をやりましても、それほどの増収は期待できないわけでございます。横浜方式と申しますか、要するに法人の資本金によりまして、一億円未満であつたら標準税率でいままでであり、それから一億円をこえるような法人には制限税率、一億円の法人は法人税を課するというのが各市のやり方でございます。一億円以上の法人に制限税率いっぱい課税したとした場合、七百六十万円程度の収入は確保できるのでございますが、しかし本市の場合には本年度、昭和五十年、度から市民税の均等割の軽減をいたしております。個人、法人もやはり不況の影響を受けているということで、均等割の軽減を五十年、度からいたしてあるようなわけでございますので、なお各市の情勢を見まして、どこの市にやるようであれば、この不均一課税をやるようにならぬとも限りませんが、しかし現状としては、不均一課税をやりましても七百六十万円程度の増収でございまして、現在ではそれほどこれをやろうという意欲は、本市の場合には持っていないわけでございます。それからもう一つ新税として考えられるものに事業所税がございまして、

事業所税と申しますのは、昭和五十年、度から人口五十万人以上の市と首都圏整備法に定める既成市街地、東京都の場合は三鷹と武蔵野がこれに該当するわけでございますが、五十万人以上の市と既成市街地の市においては事業所税を取つていいということに相なつておりますので、これを何とか東京都内の市全市が取れるようにしようという気運がいま二十六市の間にございまして、それから最近の情報では、自治省におきましては五十万人以上の市ということではあまりに人口が膨大過ぎるから、これを三十万人に下げようではないかというような気運もあるようでございます。それに便乗して東京都内の二十六市全部が事業所税を取れるように運動しようではないかという気運が現在あるわけでございます。ただこれが各市の法定税目になりまして事業所税ができれば、これも交付税でその七五％は基準財政収入額に見られてしましますので、望みはあとの二五％ということになるわけでございます。この事業所税は二十六市共同して政府に働きかけようという気運にあるのでございます。

以上で税務課関係の御回答を終わらせていただきます。

○庶務課長（生子国利君） 御質問中の市有財産関係の使用等について御説

明申し上げます。

現在土地を貸しておりますのは五件でございまして、これは使用料を決める際に毎年変更いたしております。この算出方法につきましては、税務の標準評価額をもとに固定資産税、都市計画税をかけた金額の倍額を使用料として現在取っております。あとは住宅がございすけれども、これは当時特定な目的のために建設をした住宅でございまして、これは教員住宅として二十何年と過ぎております。現在のところその値上げについてはしておりませんけれども、大きな修繕等をなした場合、それ相当の金額をアップしていただいております。

○企画財政課長（上野重勝君） 御質問のうち、超過負担の委任事務関係の人件費でございしますが、これは先般閣議員さんの御質問にお答えをいたしました。その際にも申し上げましたように、超過負担のほうは、というのは非常にむずかしいので、一応数字としては算定してございしますが、内容については多分に流動的であるということをお断り申し上げておきたいと思っております。

四十八年度におきます人件費分としての超過負担は五千三百八十九万六千円、四十九年度分としては五千六百十三万七千円が委託事務事業の人件費分として計上してございます。

○二十番（宮沢良一君） 自席で再質問させていただきます。

先ほど市長の答弁の中で基地の土地の再評価をお願いしているということですが、福生の場合いつから新しい評価額でなされるのか。又再評価された場合にはどのくらい違ってくるのか。その点お答えいただきたいと思っております。

基地の調整交付金ですが、他市の場合と比べますと調整交付金などの率が変わるのか。これについては伸縮の自由のきく財源だと先ほども言われたが、その点もひとつお願いしたいと思っております。

新法による特別交付金ですが、当初予算に確か一千六百八十万円だったと思いますが、来年度はどのくらい見込まれるのか、そういう見通しもお聞かせ願いたいと思っております。

基地による障害ですが、基本構想の中にも最大限に障害を取り除くあるいは基地の中の施設の利用を国や関係機関に要請してその実現を

定めるといふことですが、具体的な障害を取り除く政策、施策を聞きたい。

それから超過負担の問題ですが、革新市長会がよく国に働きかけている様子はわかるのですが、当市の場合はどういうに国に超過負担問題も訴えているのか。

福祉面では市長の前向きな決意のほどが伺われました。この決意のほどが伺われましたので、この決意とあり今後よろしくお願いしたいと思えます。

同じく福祉関係なんですが、参考のために当市の福祉関係費は全体の何％に当たるか。又もしわかりましたら隣接の市町村の福祉関係費は全体の何％か。全国平均だと一〇％ということですが、その点お聞きしたい。

○企画財政課長（上野重勝君） 私の担当部門のことだけ御答弁申し上げます。九条による調整交付金の関係ですが、本年度は確か当初予算で二千六百十万円計上したと思いますが、実際にこれは四十九年度分としてくることになっております。確定した額は二千四百七十七万円でございます。その増

額分については今回の補正予算に計上いたしてございます。五十年年度分について幾らくるかということはいまのところちょっと予測することが困難でございますが、国の予算の伸びでいきますと、昨年度五億円がことし三十億円ということになっておりますので、かなり期待はできると思います。ただ昨年度の算定に当たりましては、たとえばその交付額が福生市の場合二十万円というのは、他の近隣市町村に比較して大きな額であるというような点から考えますと、単純にこの伸び率が五十年度も市町村にくるとは想像はいたしてありません。

それから基本構想の中でうたっております基地の障害を除く施策といたことでございますが、これはすでにいろいろ実施されております。法の中の三条でうたわれておりますが、いわゆる騒音防止関係の学校の防音工事であるとか、その他今回新しく入ってきた線引きの一種地域の個人防音工事による騒音の軽減、それからさらに道路関係の整備事業に伴います交通量の緩和、その他各種施設の増設等が考えられております。超過負担の関係で市としてどのような運動をしているかということでご

ございますが、超過負担というのは現在全国的な問題で非常に大きな関心を呼んでいるわけでございます。したがって首長団体の六団体、市長会、市議会議長会、都道府県知事会、議長会、町村長会、町村議議長会等が一体となって国に働きかけることになっております。全国的な面ではそういうふうな動きがございますが、市といましては、東京都の市長会を通じまして、東京都の考え方として自治省に直接交渉に当たっております。もうすでにこの具体的な施策の一環として超過負担の実態調査を実施しております。これは市長会の下部組織であります助役会が担当いたしました。さらにその助役会の中の分科会が担当してあります。各市町村に詳細にわたって超過負担の調査を実施いたしております。現時点でその集計にかかっておるところでございますので、それらの根拠をもとにして、東京都市長会として国に強かに要請していくというところになるかと思っております。

それから民生費の占める予算の割合ということでございますが、五十年年度の予算につきましては、民生費は一四、六％を占めております。

ただし、福生市の予算の場合には国庫補助金がたくさんございますので、それらの点を考慮いたしますと、一般的な率でいきますと二％程度になるかと思っております。四十九年度につきましても、決算ベースの総額に示める割合が一、七％ですが、やはりこれも国庫補助事業が相当入っておりますので、それらを勘案しますと二％程度になるかと思っております。

○助役（篠崎俊夫君） 上野課長がお答え申し上げた残りの部分を私からお話し申し上げます。

基地の再評価は具体的に一体幾らになるかというお尋ねでございます。基地交付金の対象になります基地内の土地、建物の評価は五年目ごとに行なうことになっております。四十七年度に実施いたしましたので、今度は五十一年度に実施されるわけでございます。ともかく横田基地は東京のすぐそばにある基地なんだから地価は相当高くなければいけないということで、この評価は関東財務局がやるわけでございますが、この関東財務局のほうにも市長が強く強調して、評価替えの際には土地の価格をうんと高くしてもらうようにと運動しているということでございます。

調整交付金が他市と比べてどうかということですが、調整交付金は確かにうちのほうはよけいにもらっております。昭和四十九年度で申し上げますと、これは基地から防衛施設庁のほうの九条の調整交付金ですが、横田基地全体で六千九十万円でございます。それで福生の取り分は二千四百七十七万円で三分の一強に当たります。横田基地全体で六千九十万円でございまして、福生が二千四百七十七万円というのは大変多い額だと思います。それから基地交付金で、基地があることでどのように自由財源が入るかというような御質問がございました。沿革的に申し上げますと、この基地交付金は、初めは全体の基地の中の固定資産の評価額に案分するというのは八〇%でございまして、残りの二〇%が先ほど市長から申し上げました財政事情その他によって配分するというものでございまして、それが四十七年度からその固定資産全体の各市町村の固定資産の割合に応じて案分するという八〇%が七五%に減らされて、さらにその五%を重点基地に配分するということになったわけでございます。これは四十八年度からでございます。したがって、四十七年度のその特別分二〇%の時代と二五%に

なった四十八年度がどれだけふえたかと申しますと、この特別分が四十七年度に重点基地に配分するということになる前の前年度の四十七年度の額は一千三百三十七万六千三百三十九円でございました。それが四十八年度に二五%と五%アップされました、重点基地に配分されるということになったとたん、この特別分が二千九百十九万九千三十九円と倍以上に伸びたのでございます。そんなところが先ほど市長が申し上げましたように、福生がよその市町村よりもよけいにもらっているということの根拠だと思います。○二十番(宮沢良一君) 大変細かく説明していただきましてありがとうございます。最後に福祉関係の要望といたしまして、お年寄りのアンケートの中で仕事をしたいという方が一番多く出ているそうです。昔は一家族で子供は子供、年寄りはお年寄り、自然のうちに仕事の分担が与えられて、何らかの仕事があったわけですが、いまは核家族の影響で年寄り夫婦の仕事がなくなりました。また、又若夫婦は子供の育児ができなくなるから幼稚園とか保育園に預けるという結果が出てきているが、お年寄りができる仕事、たとえば

公園の整備をしてもうとか、あるいは菜園などをお年寄りに優先的に貸してあげるようなことをぜひ考えてもらいたいと思います。

それから基地の面での要望ですが、最近、都政を取り巻く表現の中に、「三次第」ということが言われているようでございます。都財政は景気次第、光化学スモッグは風次第、水は雨次第、これは自然の力に期待するよりないという半ばあきらめ的な、そして都政に対する痛烈な批判を浴びせての表現だと思います。福生の発展は基地次第ではないでしょうか。アメリカの戦略の片棒をかつぐ重要な基地として一步一步危険にさらされてきております。又世界に誇れる新幹線でさえ、騒音防止の住民の声にいま耳を傾けざるを得なくなってきた。又石川県の小松基地では騒音公害訴訟を起してあります。小松基地が開設されてから十五年たつてますが、これ以上精神的、肉体的苦痛には耐えられないといつて立ち上がったそうですが、横田基地は終戦から数えても三十年、小松基地以上に精神的、肉体的苦痛があるということなのです。テレビ受信料を全面無料にさせるくらいは当然ではないか。はたから見ても基地のある町は本

当にうらやましいと、そのくらいの迷惑を負ってもらってこそあたりまえだと思います。今後、いままで以上の格段の努力をされることを強く要望し、私の一般質問を終わります。

○議長(貫井喜代次君) ただいまから二時十分まで休憩いたします。

午後一時五十五分 休憩

午後二時十二分 開議

○議長(貫井喜代次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に十八番 東田正治君

(十八番 東田正治君登壇)

○十八番(東田正治君) 貴重なお時間をお許しいただき、快適な市民生活、市民中心の行政を訴えております市長並びに理事者に対し、通告に従いまして一般質問を行います。

七、〇三平方キロメートルの面積は、その九〇%以上が市街化となり、周辺市町村の中心的な経済都市に変貌してまいりました。こうした現時

点において、貸家、アパート、マンション等、要するに借家、借室を求め町は日々活気を呈しております。そうして市は市内数カ所に点在する市営住宅の期限により、建てかえ中層化をとの計画を打ち出し、一部居住者の策動による払い下げ問題に広がり市内をにぎわしました。しかしながら、特定の一部の居住権のみではなく、広く市民に利用させることが最も適切であるという事で、市議会においても建設促進の議決を得られておりますことは承知のとおりであります。

最近の自治省の統計によりますと、平均年齢の上昇に伴う高齢人口の増加は、現代社会の大きな問題となっております。現在六〇歳以上の老人は全国で一千万人をこえ、近い将来には総人口の二〇%にもなると発表されております。核家族化の進展は、さらに老人に大きな不安を投げかけているのでございます。マミツミの報道でも、孤独な老人の死が社会問題として大きく取り上げられております。いまこそ本格的な老人福祉対策に取り組むことが政治に携わる者の責任であると、このように確信いたしております。老人福祉法第二条には「老人は、多年にわた

り社会の発展に寄与してきたものとして敬愛され、かつ健全で健やかな生活を保障されるものとする」と明確に示されております。人間尊重のこの趣旨を、わが市のこれから行政の面にも広げ、さらに生かすべきであると思ひます。

そこで老人、身障者の平和住宅の建設を提案いたします。

次に第二点の質問は、憲法第二十五条に「すべての国民は、健全で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とありますが、形ばかりで実のない現状はまことに悲しむべきことであります。特に、現今の国民の生活環境は、健康を保つことが困難な状況にあることは言うまでもありません。真の国民福祉は人間の健康を守ることに全力を尽すことが大切であり、急務であることは、心ある医学会の関係者も警告を発しております。手あくれのがん、心臓病、高血圧、公害による心身障害等、社会組織同様に人間の生命をむしろ病氣も複雑多岐に進展しつつある状況を見るときに、早期発見、早期治療の必要性を望むのが市民の声であり、いまこそ予防医学に着目するのは時代の趨勢であると、このように

考えるものであります。もちろん健康管理は個人の責任ではありますが、高物価、生活苦の中で医療費は生活に響き、少くらの病気で診断を受けようとせず、この積み重ねも重態となる原因となっております。幸いにしてわが市におきましては、昭和四十八年三月の定例会において健康都市宣言が決議されております。市民の一人として心強く思っております。そこでお尋ねいたしますが、健康都市宣言に基づき市民に健康手帳を交付し、健康管理をやられる考えがあるかどうか御質問をいたします。議会の議決を尊重されていることは市長の姿勢で十分に理解できるのではございますが、この際健康都市宣言に基づき、広く市民に標語を求め、看板等によって各要所にPRしてはどうか。この御意見もお聞かせいただけますか。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

(市長石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) 御答弁申し上げます。

一点でございしますが、議会の御協力をいただきながら市営住宅の取り

壊しも予定より少々遅延いたしております。この点おわび申し上げます。なございます。万遺憾ない手続きをしてある現状でございすけれども、なるべく早く進行いたしたいと思っております。

お尋ねの身障者及び老人に対する配慮もございすが、これにつきましてはそのような考えも織り込んでございす。担当課長から御答弁申し上げます。

市民の健康手帳につきましては、御案内のように健康都市宣言をしてございすので、きめてけっこうなことであると思ひます。健康手帳は保健所が発行いたしますものであるという事は御存知のとおりでございすが、健康手帳というものの内容は、成人病の予防のために、そして健康を守るためにときどき、医者に診てもらひまして、その結果をその手帳に書き込んでおくというものでございまして、個人個人で保健所に参りますれば交付してくれるものでございす。これにつきましては八木課長から詳しく申し上げますけれども、保健所が福生にできました暁には、これは大変便利になると思ひすが、現在の取り扱いにつきましては

は八木課長から詳しく御説明申し上げたいと思います。

両質問ともありがたい質問でございまして、大変簡単でございしますが、お礼を兼ねまして答弁いたします次第でございします。

○庶務課長（生子国利君） 先ほどの御質問の市営住宅の建てかえの際に、身障者や老人が同居できるような形のものを設計する考えがあるかどうかということですが、市長の基本的な考え方は申し上げたとおりでございしますが、この件につきましては、国としてもその方針を打ち出しております。したがって、建設省の住宅局長からも通達が出まして、特定目的公営住宅、いわゆる母子、老人、炭坑離職者、心身障害者向けのものを特定公営住宅といっているわけですが、この建設につきましては、非常にこれからの方々が社会的に特殊な条件下にあって、住宅困窮度が特に高い者に対する社会福祉の増進を目的として、今後特に重点的に推進していただきたいということがまいるてあります。なお各事業体におきまして、その社会的重要性を十分に認識して、その供給に努力されるようさらに追って要望がされております。したがって、当市におきましては現在の段階で

はまだ建設には入っておりませんけれども、その時点になりますれば、建設の段階において通達を配慮して、それらを十分考えていきたいというように考えております。

なお、この老人向きの関係で特殊な事情がございしますけれども、最近の傾向としては、いままでは老人は老人だけの住宅というものを考えていたわけですが、これは社会的な融合が行われないという観点から、最近では一つの住宅の中に老人向きのものを一部屋ないしは併用するということが出ております。又身障者につきましても、やはり原則としては身障者は平屋建かあるいは共同住宅の場合は一階につけるということで、これは身障者につきましても特殊な設計も必要でございしますが、東京都におきましては、四十八年度に老人向きを七十一戸建設されております。それから身障者向きに約三十戸、この特殊な方法というものは老人の場合は流しだとかベランダとかは一般と併用できるようにするとか、身障者については御承知のとおり流しとか入口を両方につけるとか、そういう設計上の問題が出ておりますが、基本的にはこういった通達を尊重いたしまして、市といたしましては、建設段階に入ったらこ